

## 平成28年度第1回千葉市市民参加協働推進会議 議事録

### 1 日時

平成28年5月24日（火）14:00～16:00

### 2 開催場所

千葉中央コミュニティセンター8階 千鳥・海鷗

### 3 出席者

（委員） 福川会長、井上副会長、浦本委員、小松委員、中村委員、山本俊子委員、  
山本佳美委員、金田委員、小柳委員

（事務局） 原市民自治推進部長、坂本市民自治推進課長、齋木市民自治推進課課長補佐、  
竹田主査、北田主任主事、田近主任主事、鈴木主事、橋本主事

#### 欠席者

（委員） 粉川委員

### 4 議題

（仮称）私のまちづくり条例について

### 5 議事の概要

（仮称）私のまちづくり条例（諮問）について、事務局から、「（仮称）私のまちづくり条例」の検討状況について説明。その後、現状の共有と条例の内容について審議した。

### 6 会議経過

#### ○福川会長

本日の議題、「（仮称）私のまちづくり条例」について、資料に沿って説明願う。

#### ○坂本課長

以下の資料により説明。

- ・資料1 「まちづくりの考え方と（仮称）私のまちづくり条例（案）」
- ・資料2-1 「（仮称）私のまちづくり条例の概要」
- ・資料2-2 「第4条の考え方（案）」
- ・資料3 「（仮称）私のまちづくり条例 平成28年度スケジュール」

#### ○福川会長

本日は、前文から第3条までを議論いただきたい。第4条以降は次回とする。

#### ○中村委員

確認が二点。一点目は名称公募についてだが、これは実施すると決定でよいのか。

○齋木課長補佐

実施をする方向で検討している。

○中村委員

二点目は、第1条の「わたしたちは」の表現について、外国籍、在勤者の方も含めるのか。

○小柳委員

含まれる解釈でよい。

○竹田主査

前回の会議での指摘を基に、市民プロジェクトチームで検討した結果、反映したものである。

○山本俊子委員

「わたしたち」の定義付けは難しい。例えば買い物に来た方も含まれるのか。

○金田委員

まちづくりをする側には含まれない。

○井上副会長

名称だが、「千葉市」は必ず入らなければならないのか。

○齋木課長補佐

政策法務課との協議において、入れなければならないとのことである。

○井上副会長

名称は、インパクトのあるものがよい。「まちづくり条例」では、他と変わらない。まちづくりにおいては、第4条にある人材育成が重要で、地域のことは地域において課題解決を行う必要性をアピールする意味でも、名称は千葉市独特のものである方がよい。

○中村委員

人材育成については、市職員をという解釈になると思うが、逆に市民側についてはどう考えるか。

○齋木課長補佐

ファシリテーター養成講座等の事業で行うことができる。

○中村委員

- ・第2条第2号について、自治会などに関わっていくことに関心を持つことが人材育成につながるのではないか。
- ・なぜ、ジブンゴトは片仮名表記なのか。

○小柳委員

市民プロジェクトチームにおいて、インパクトを強めるためにあえて片仮名にした経緯がある。

○小松委員

やはり、人材育成は重要であるが、第2条があることにより人材育成のプロセスとなる。そのうえで、第3条に専門的な知識を学ぶ場を望むような表現を入れられないか。それから、第2条第7号の意味は。また、第3条第7号の表現に違和感がある。

○金田委員

第2条第7号について、なるべく市民が課題を見つけて解決していこうということが基本だが、どうしてもできないことは市に発信しようという意である。

○福川会長

第3条第6号と対になっている。

○小柳委員

市民プロジェクトチームにおいて、面と向かっては言いにくいようなことも、掲示板のようなものがあるとよいという発想から出てきた表現である。課題や問題を内に抱え込まずに発信してほしい、という意もある。

○山本俊子委員

発信という言葉を見たときに、いきなり行政に投げるのではなくて、発信した時点で他の市民が手助けをしてもらえるようなことになるかもしれない。

○小松委員

条文解説のようなものは作る予定か。作った方がよい。小柳委員の説明はよくわかった。現在でも学ぶ場は提供されていて、それを地域づくりに活かしていくべきである。

○福川会長

学ぶ場を望む表現は第3条に入れるのか。

○小松委員

そのとおり。

○齋木課長補佐

実際に行われていることも明文化することでわかりやすくする意図もある。

○小松委員

そうであると、もう少し違う表現でもよいのでは。

○山本俊子委員

専門家からの支援が得られるような仕組みづくりが必要ではないか。

○井上副会長

一つ気になるのが、課題を発信することによって、全て市が解決してくれると過度に期待を抱かせることにならないか。市はコーディネート役となり、課題は市民が解決するべきで、そこがうまく表現されていないように感じる。

○齋木課長補佐

市民にできることは市民でと明文化しており、それでもできないことは市に期待するという流れで表現しているが、さらに検討が必要か。

○井上副会長

第3条第7号は、議会と行政が全てやってくれるということになってしまうのでは。

○福川会長

違和感があるのは事実。

○中村委員

市に期待することとは、ゴミ屋敷や空き家など地域で困っている問題を例に挙げると、昔から住んでいる人はその持ち主はわかっている。しかし、自治会などがそれに対してアクションを起こすことはできない。そういうときに市にお願いをする部分もある。ただ、一方的にお願いするのではなく一緒に考え行動していく、そのようにとらえている。

○山本俊子委員

第3条第7号は、わたしたちの入る位置によってニュアンスが変わってくる。

○福川会長

ここでいう市とは、議会と行政の両方が入っているのか。

○山本俊子委員

議会は市民の代表であるから、併記してあるのでは。ただし、ここに突然議会が出てくるのに、違和感も覚える。

○福川会長

これに理由は。

○小柳委員

市議会議員から、議会を軽視しているという意見が出たと聞いたので、軽視をしていないという意味でもある。

○福川会長

議会と行政が力を合わせて、という書き出しで始めると、まるで議会と行政が協力していないみたいだ。

○山本佳美委員

ここで行政という言葉を使う理由はあるのか。

○福川会長

市を具体的に二つに構成化したいからでは。

○山本俊子委員

そうすると、前文にある「わたしたち」の定義を定めているように、市の定義も定めるべき必要があるか。

○山本佳美委員

この条例が中高生にもわかるような条例になってほしい。よって、なるべく違和感を抱かせる言葉がないようにしたほうがよい。

○山本俊子委員

作り手の想いもあることは理解できるが、条例という性質上、読み手によって解釈が変わってしまうようなものではないほうがよい。

○福川会長

全体的な印象については、いかがか。

○山本俊子委員

揺れ動いているように感じる。

○福川会長

「ジブンゴト」という表記については。

○山本俊子委員

インパクトのあるものがないという目的は達成されているのでは。

○福川会長

そもそも自治体というのは、個人や小さなコミュニティではできないサービス等を税金を使って行うことが原点だが、それを第3条に入れないのか。

○金田委員

市民プロジェクトチームで、自給自足が原点であったということを念頭に議論を重ねてきた経緯があるため、このような表現になっている。

○井上副会長

その考え方には、賛成である。自治会などは、自前で活動資金を生み出すような努力をするべきである。

○齋木課長補佐

本条例の基本は、市民自治を再認識したうえで、市民ができることは市民で行ったうえで、できないことは市にお願いするということである。

○福川会長

残念ながら日本ではそのような考えになっていないが、本来、自治体を作る主体は、市民側にある。よって、「市にお願いする」ということは違う。

○山本俊子委員

「お願いする」とは、柔らかい表現であって、実際の意はもう少し強い意味では。

○福川会長

日本はどうしても行政ありきで社会ができているが、本来は逆である。それをひっくり返すのが本条例の目的であるのではないだろうか。

○井上副会長

地域毎に課題は異なるので、そこにあったまちづくりをしていけばよい。行政は、どうしても画一的な対応になってしまう。

○山本俊子委員

考え方の違う市民もいるので、その溝を埋めることも必要ではないか。

○井上副会長

やはり、行政が表に出てきている印象がある。自身で解決するように突き放すようにしないと。そして、限られた予算を他に使ったほうがよい。そうすることで、意識の高い市民が増え、ひいては人材育成につながるのではないか。

○福川会長

第3条第6号が非常に大事で、これを基に市職員は仕事をするようになるわけである。

○山本俊子委員

そうなると、解決するのは行政が、と読めてしまう。文末を工夫する必要があるのでは。

○浦本委員

「わたしたち」のとらえ方によって変わる。「わたしたち」の先には各団体があり、そこで解決できない問題は市へ、という流れであるべきである。もう少しステップがわかるような表現にできないか。第1条第4項について、ここで唐突に財源のことが出てくることに違和感がある。発信するのは、身の回りのコミュニティくらいでいいのでは。

○山本佳美委員

第2条第2号及び第7号を分けた理由、共有、発信について、市民プロジェクトチームはどのように考えたのか。

○金田委員

財源については、使い方を考えてほしいという意である。文言は検討する必要がある。

○中村委員

基本的な考え方の部分で、財源のことを入れる必要があるか。

○福川会長

ばらまきではなくめりはりをつけるなど、財源の使い方の決め方をしっかり考えてほしいということでは。

○金田委員

使い方に市民の意思を反映させてほしいとの意である。

○福川会長

そうすると、現在は市民の意思が反映されていないという感覚があるのだろう。

○小松委員

第1条第4項は、市民ができる部分（無駄なこと）にまで税金を投入しなくてよいということでは。

○小柳委員

地域毎の課題は違うのに、行政の対応は良くも悪くも画一的である。そういうことを変えてほしいとの意もある。

○小松委員

行政に対して、必要なことを発信する表現になっているが、無駄なことはやめるように発信するような表現でもよいのでは。そうなるとよくわかる。

○山本俊子委員

間に「必要なことをするにあたっては」と入れるとつながるのでは。発信という表現だと広くという意味にとらえられる可能性もあり、伝わりにくくなってしまう。

○福川会長

第1条第4項を進めていくと、それぞれのコミュニティで予算の決定権まで、とまらないか。

○金田委員

予算の決定権までとなると、議会が反発するのでは。その声が議会や行政に伝わる仕組みづくりをするのが目的である。

○福川会長

第1条第5項が、具体的な配分の考え方になる。

○山本俊子委員

第1条が基本的な考え方になっている。それから、全体的被っている部分が多い。それぞれの文章に想いは感じられるが、全体的にみると混乱するのではないか。前文でまちづくりの考え方を書いて、具体的な方法などは条項で定めていくほうがよいのではないか。また、第1条第4項については、それぞれ独立させてもよいのでは。

○小松委員

やはり、ここで財源のことを並列で書かずに、第1条第1項から5項までがストーリーとなるようにできればよい。

○山本俊子委員

財源のことは、市に期待することに入れた方がしっくりくる。



○福川会長

自治体の原点を書いている。

○井上副会長

市民としては、無駄だと感じることはたくさんあり、この条例が制定されることにより、市民の意識が上がる。市民を熟成させる意味でも行政は画一的な対応ではなく、地区に合わせた対応をするべきである。それを前文に含めるようにできないか。

○山本俊子委員

市民側にも成熟を求めているものである。

○金田委員

流れは、とてもよいと思う。財源に関しては、市民プロジェクトチームでも重要なポイントになっているので、いずれかに文言として入っていればよい。また、誰でもわかりやすい表現でなければならないので、こちらでもしっかり検討していただきたい。

○浦本委員

財源のことは、第4条に入れては。

○小松委員

全体的に条文は、全てリンクしているものになる。

○福川会長

そろそろ個別の条文について議論を。

**【前文から第3条までについて、具体的に意見交換】**

○福川会長

今後も市民プロジェクトチーム等で文案をまとめて次回に議論を。

○齋木課長補佐

次回の会議日程は、6月29日（水）とする。以降8月まで毎月となる。

（閉会）